

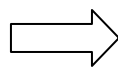
東日本大震災に係る義援金等に関する税務上（所得税、法人税）の取扱いについて

東日本大震災に係る義援金等を支出した場合の税務上（所得税、法人税）の取扱いは、次のとおりとなります（義援金等の支出先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください）。

1. 個人の方が義援金等を支出した場合の取扱い（所得税関係）

個人の方が義援金等を支出した場合には、その義援金等が国又は地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定するものなど一定のものであるときは、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。（所法 78①②）

特定寄附金



寄附金控除の対象

▽ 特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることとなります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{震災関連寄附金以外の} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{震災関連寄附金} \\ \text{の額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注）震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額及び震災関連寄附金の額の合計額は、所得金額の 80%相当額が限度です。

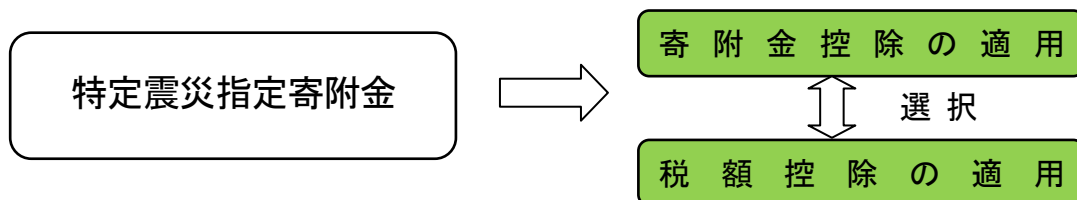
「震災関連寄附金」とは、次に掲げる義援金等をいいます。

- ① 平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に国に対して直接寄附した義援金等
- ② 指定期間内に「著しい被害が発生した地方公共団体」（※）に対して直接寄附した義援金等
- ③ 日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は「著しい被害が発生した地方公共団体」（※）に拠出されるもの
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」として直接寄附した義援金等
- ⑤ 社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」として直接寄附した義援金等（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号）
- ⑥ 認定NPO法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限り。）（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 4. 27 財務省告示第 143 号により追加。）
- ⑦ 公益社団法人又は公益財団法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、当該公益社団法人又は公益財団法人に係る行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の確認を受けたものに限り。）（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 5. 20 財務省告示第 174 号により追加。）
- ⑧ 公共法人・公益法人等・特例民法法人・認定NPO法人（以下「公共・公益法人等」といいます。）に対し、東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限り。）の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、当該公共・公益法人等に係る主務官庁の確認を受けたものに限り。）（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 6. 10 財務省告示第 204 号により追加。）

- ⑨ ①から⑧以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は「著しい被害が発生した地方公共団体」(※)に指定期間内に拠出されることが明らかであるもの

※「著しい被害が発生した地方公共団体」とは、被災者生活再建支援法の適用団体とされており、具体的には、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県各県(県内の市町村も含みます。)、長野県栄村、新潟県十日町市、新潟県津南町をいいます。

また、上記⑤及び⑥の義援金等は、「特定震災指定寄附金」として、寄附金控除(所得控除)との選択により、税額控除の適用を受けることもできます。(震災特例法8②)



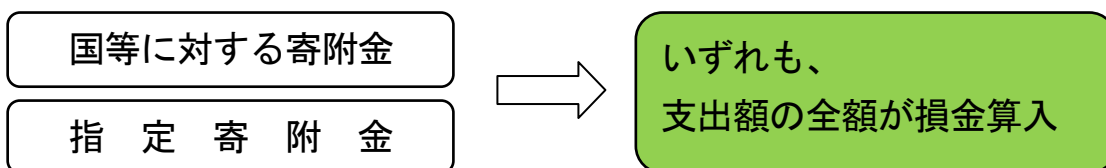
▽ 特定震災指定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額を、所得税の額から控除することができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定震災指定寄附金} \\ \text{の額の合計額} \end{array} - 2\text{千円} \right) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

(注) 特定震災指定寄附金の額の合計額は所得金額の80%相当額が限度です。
税額控除額は、その年分の所得税の額の25%相当額が限度です。

2. 法人が義援金等を支出した場合の取扱い(法人税関係)

法人が義援金等を支出した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」(国等に対する寄附金)、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。(法法37③)



「国等に対する寄附金」には次の①、②、③又は⑧に掲げる義援金等が、「指定寄附金」には次の④、⑤、⑥又は⑦に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」として直接寄附した義援金等(平23.3.15財務省告示第84号)
- ⑤ 認定NPO法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金(その募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限ります。)(平23.3.15財務省告示第84号、平23.4.27財務省告示第143号により追加。)
- ⑥ 公益社団法人又は公益財団法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用

に充てるために行った寄附金（その募集に際し、当該公益社団法人又は公益財団法人に係る行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の確認を受けたものに限ります。）（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 5. 20 財務省告示第 174 号により追加。）

- ⑦ 公共法人・公益法人等・特例民法法人・認定 NPO 法人（以下「公共・公益法人等」といいます。）に対し、東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限ります。）の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、当該公共・公益法人等に係る主務官庁の確認を受けたものに限ります。）（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 6. 10 財務省告示第 204 号により追加。）
- ⑧ ①から⑦以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

3. 義援金等を支出した者が、寄附金控除、税額控除（個人の方）又は損金算入（法人）の適用を受けるための手続き

所得税：寄附金控除の適用を受ける場合には、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を支出したことが確認できる書類（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、受領証、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

特定震災指定寄附金について、税額控除の適用を受ける場合には、確定申告書にこの控除の適用を受ける旨の記載があり、かつ、その金額の計算に関する明細書及び特定震災指定寄附金を受領した法人が、当該寄附金が被災者支援活動の資金に充てられるものである旨等の記載をした受領証を添付する必要があります。

法人税：確定申告書の別表 14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を支出したことが確認できる書類を保存する必要があります。

（注）日本赤十字社・中央共同募金会の「東日本大震災義援金」口座、国・著しい被害が発生した地方公共団体の専用口座への寄附については、振込票の控（受領証）等をもって寄附したことを証する書類として差し支えありません。

☆ 東日本大震災に係る義援金等を募集する募金団体の方へ

募金団体が受ける義援金等が、最終的に国や地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認できれば、「募金団体を経由する国等に対する寄附金」に該当するものと取り扱われます。具体的な確認事項、確認手続き等については、「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について（事務運営指針）（平成 14 年 2 月 25 日課法 2-3 ほか）」を参照の上、所轄の税務署の法人課税部門又は個人課税部門にご確認ください。

（注） 上記の内容は、平成 23 年 6 月 10 日現在の法令等に基づいて作成しています。

◆◆ 問合せ先 ◆◆

この内容について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「0」（※）を選択してください。

※ 「仙台国税局、関東信越国税局及び東京国税局」以外の国税局（所）管内の税務署に電話をおかけになる場合は番号「1」を選択してください。